

# 概要書面

### ヤング・リヴィング・ビジネスの概要

特定商取引に関する法律第37条2項に定められた交付書面

2020年11月改訂版

ヤング・リヴィングのビジネスを紹介する会員は登録前に必ず相手に

「概要書面 ヤング・リヴィング・ビジネスの概要」ならびに「概要書面 製品一覧表」を交付する義務があります。 紹介者は下記情報を必ず記入してください。

氏名						
会員番号						
住所	∓□□					
	都・道 府・県					
連絡先	電話番号	를				
	メールア	ドレス		@		
説明日	年	月	目			

概要書面番号

## 目次

第1章	会社の概要	3
第 2 章	製品について ――――	4
第 3 章	ボーナスプラン(特定利益)について ————	<del></del> 7
第 4 章	特定負担について ————	— 12
第 5 章	会員登録について ――――	— 12
第6章	登録の解除について ――――	— 14
第7章	返品・交換の規定 ————	— 15
第 8 章	勧誘活動に関する規約 ————	— 16
第9章	その他の規約 —————	<u> </u>
第10章	個人情報保護に関する規則 —————	20
ホームペ	ージ・ブログ・ソーシャルメディアの利用ガイドライン ―――	— 22
プレミア	ム会員の規約	— 26
ショッピ	ング会員の規約	— 30
用語集 -		— 34

### [別冊]

製品一覧表

同書面は特定商取引法における、連鎖販売取引で規定されている法定書面です。同書面の他にヤング・リヴィングでは「ヤング・リヴィング方針と手続」において、細かなルールを規定しています。



「ヤング・リヴィング 方針と手続」 はこちらから http://bit.ly/YL\_PP

### 概要書面(特定商取引に関する法律第37条2項に定められた交付書面)

ヤング・リヴィング・シェアリング会員として登録申請する前に本書面の内容をよく読んで十分に理解してください。製品愛用会員(プレミアム会員・ショッピング会員)は、それぞれの会則を理解し、登録してください。

## 第1章 | 会社の概要

### **OUR MISSION**

We enhance and empower lives around the world by sharing the unique benefits of nature's livingeneray – essential oils.

健やかな家庭をあなたに。健やかな世界をすべての人に。 私たちは自然の生命エネルギーであるエッセンシャルオイルの貴重な恩恵を分かち合うことで世界を勇気づけ、人々の生活を豊かにします。

### **OUR VISION**

A healthy home for each of us, a healthy world for all of us.

健やかな家庭をあなたに 健やかな世界をすべての人に。

### Young Living Essential Oils (本社)

開業 : 1993年

所在地 : 1538 West Sandalwood Drive

Lehi,Utah 84043 USA

電話番号 :1(801)418-8900 FAX番号 :1(801)418-8800 共同創設者:メアリー・ヤング

兼 CEO

公式ホーム:https://www.youngliving.com/en US

ページ

### ヤング・リヴィング・ジャパン・インク (日本支社)

開業 : 2005年3月

所在地 :東京都新宿区西新宿2-6-1

新宿住友ビル32階

電話番号 : 03-5326-5766 FAX番号 : 03-5326-5767

代表者名 : 黄木 悠

公式ホーム:https://www.youngliving.com/ja JP

ページ

お問い合わせ

電話番号:0570-056-054

**窓口** FAX番号:0570-056-0

FAX番号 : 0570-056-055 / 03-5326-5755 (コンビニエンスストアから送信する場合)

E-Mail : younglivingjapan@youngliving.com

#### 会社の概要

ヤング・リヴィング・ジャパン・インクは、アメリカ合衆国ユタ州にある同名の米国法人の日本支社として設立。弊社は高品質なエッセンシャルオイルや、その恩恵に着目した化粧品、栄養補助食品、ハウスケア製品などを日本に紹介し、販売することを目的とする会社です。

ヤング・リヴィング 製品 現代社会で生活する私たちにとって、エッセンシャルオイルは、なくてはならない植物界からの贈り物です。ヤング・リヴィングは、エッセンシャルオイルを種まきから栽培、蒸留、製造、販売まで一貫して手がけ、たゆまぬ研究を行うことによって、植物の力と現代科学との融合を図っています。この「Seed To Seal(種の選定から製品化まで)」という独自のプロセスで高品質エッセンシャルオイルを管理していることに加え、植物がもたらす恩恵を活用した心身の健康につながる、バランスの取れた栄養補助食品、パーソナルケア製品を開発しています。

## 第2章 |製品について

### ■ 2-1 製品の種類・性能もしくは品質・製品名・価格

製品の種類・性能もしくは品質・製品名・価格は概要書面別冊「製品一覧表」をご覧ください。

### ▮ 2-2 製品注文方法

### □ 電話注文

電話番号 : 0120-160-765(オペレーターが注文を承ります)

受付時間 9:30~17:00(平日)

#### ● 郵送 /FAX 注文

弊社規定の製品注文書に必要事項を正確に記入し、FAXもしくは郵送してください。

**FAX番号** : 0570-056-055

送付先住所:〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

#### ♪ オンライン注文

パソコンまたはスマートフォンなどからバーチャルオフィス (youngliving.com/vo) にアクセスし、自身の会員番号、パスワードを利用してログインし、注文手続を行ってください。

#### ▶ エクスペリエンスセンター注文

日本支社エクスペリエンスセンターにて弊社規定の専用注文書に必要事項を正確に記入し提出してください。

住所 : 〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

**営業時間** : 火曜~土曜日 10:00~18:00

日・月・祝祭日 定休日

※弊社主催イベントなどにより、営業日が変更となる場合がございます。

### 注文種類

#### 一般注文

お好きなときに都度、注文していただく方法です。

### ・YLおトク便

毎月お好きな製品を定期的にお届けする注文方法です。

電話、郵送、FAX、インターネット、エクスペリエンスセンターより注文可能です。

#### 注文の締め切り

当月扱いの注文の締め切りは注文方法と支払い方法により異なります。

・一般注文		支払い方法					
		クレジットカード・PayPal	代金引換払い	現金			
	電話注文	毎月 月末最終営業日 17:00	毎月25日 17:00** ※25日が祝祭日の場合前日営業日				
ኍ	郵送注文	毎月 月末最終営業日の 1 営業日前	毎月25日必着	取り扱いなし			
注文方法	FAX注文	毎月 月末最終営業日の 1 営業日前	毎月25日 23:59	収り扱いなし			
広	オンライン注文	毎月25日 23:59 ※支払い決済完了分	毎月25日 23:59				
	エクスペリエンス センター注文	毎月 月末最終営業日 ※営業時間に準ずる	取り扱いなし	毎月 月末最終営業日 ※営業時間に準ずる			

・YLおトク便		支払い方法				
		クレジットカード・PayPal	代金引換払い	現金		
	電話注文	毎月25日 17:00** <sup>1</sup> ※25日が祝祭日の場合前日営業日	毎月25日 17:00*1 ※25日が祝祭日の場合前日営業日			
注	郵送注文	YLおトク便 注文日の 1 営業日前* <sup>1</sup>	YLおトク便 注文日の 1 営業日前** <sup>1</sup>			
注文方法	FAX注文	YLおトク便 注文日の 1 営業日前**	YLおトク便 注文日の 1 営業日前** <sup>1</sup>	取り扱いなし		
	オンライン注文	毎月25日 23:59**	毎月25日 23:59**			
	エクスペリエンス センター注文	毎月25日**1 ※営業時間に準ずる	毎月25日** <sup>1</sup> ※営業時間に準ずる			

<sup>※1</sup> YLおトク便の注文締め切り日は、すべてYLおトク便 注文日に準じます。弊社が休業日(GW、お盆、年末年始)の場合、YLおトク便の注文締め切り日が変わる 場合があります。

## ■ 2-3 支払い方法

#### ● クレジットカード・PayPalでの支払い

クレジットカード・PayPalで製品代金を支払う方法です。

Visaカード、Masterカード、JCBカード、PayPal がご利用いただけます。

※ ヤング・リヴィングは、米国でクレジットカードの加盟店契約をしているため、日本国内では利用できるカードが、ヤング・リヴィングでは利用できない場合もあ ります。詳細については、各カード発行会社にご確認ください。

#### ● 代金引換払いでの支払い

製品お届け時にお荷物と引き換えに代金を支払う方法です。

1回の注文合計金額は300,000円以下に限ります。

代金引換払い手数料は受取人の負担となります。

※一部お取り扱いできない地域があります。

### ▶ 代金引換払い手数料について

~9,999円	10,000~29,999円	30,000~99,999円	100,000~300,000円
330円	440円	660円	1,100円

#### ● 配送料について

	100PV未満	100PV以上200PV未満	200PV以上
一般注文	770円	770円	無料
YLおトク便注文	693円	385円	無料

#### ▶ エクスペリエンスセンターでの支払い

クレジットカード、現金がご利用いただけます。

### ▮ 2-4 製品引き渡し時期

#### ♪ クレジットカード・PavPalでの支払いの場合

クレジットカード・PayPal 決済確認後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

### ● 代金引換払いでの支払いの場合

注文受理後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

※一部ご利用いただけない地域があります。

#### ♪ YLおトク便

各支払い方法に準じてYLおトク便 注文日の翌営業日に発送手続を行い、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

- ※1 製品出荷時に在庫切れなどでお届けできない際は後日お届けする場合もあります。この場合、製品代金は先にお支払いいただき後日製品をお届けします。
- ※2 社会情勢ならびに自然災害などの際はお届けが遅れる場合があります。
- ※3 私書箱への配達はできません。
- ※4 沖縄、及び離島など一部地域への配送は「船便」となる場合があるため、発送からお届けまで2週間ほどかかる場合があります。
- ※5 GW、お盆、年末年始の発送は通常期間と異なります。また、配送時に起こる繁忙期の混雑、天災、システムトラブル、その他予期せぬ事態などで二次的に発生する事由による製品到着の遅延は、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

### ▮ 2-5 その他重要な事項

#### 1. 個人輸入(海外製品の注文)について

- ・日本支社が販売している製品は、本社あるいは他国から個人輸入することはできません。
- ・海外製品の注文・発送は、日本支社では受け付けておりません。直接本社にお問い合わせください。
- ・個人輸入は、あくまで自家使用が目的であり、再販したりサンプルとして配布することは禁止されています。また、個人の 使用目的を超す量の輸入をしてはなりません。

#### 2. 小売り価格について

- ・会員が顧客に製品を再販する際の小売価格は自由に設定でき、何ら制約はありません。
- ・会員が顧客に製品を小売り販売する際は、製品の説明、クーリングオフの説明をし、弊社指定の「小売り注文書兼納品書」及び領収書を必ず発行してください。「小売り注文書兼納品書」には、日付、販売者の名前、住所、電話番号、販売者印、及び購入者の名前、金額、明細を明記してください。また会員自身は、「小売り注文書兼納品書」のコピーを2年間保管してください。

## 第3章 ボーナスプラン(特定利益)について

### ■ 各種ボーナスの説明

#### 新規シェアリング会員ならびに新規プレミアム会員を紹介するときに得られるボーナス

#### 

紹介した新規シェアリング会員ならびにプレミアム会員の初回注文に「プレミアム キット」が含まれている場合、25ドルが紹介者に支払われます。

取得条件:シェアリング会員である紹介者、50PV以上の購入

#### ♪ YLおトク便紹介ボーナス

紹介した新規シェアリング会員ならびにプレミアム会員が初回注文に「プレミアム キット」を含み、かつ「YLおトク便」に 100PV以上で登録月を問わず登録した場合は、紹介者にはスタートリヴィングボーナスに加え15ドルのYLおトク便紹介ボーナスが支払われます。

取得条件:シェアリング会員である紹介者、50PV以上の購入

#### 新規シェアリング会員を紹介するときに得られるボーナス

### ● ファスト スタート ボーナス

新規シェアリング会員の購入 PVの25%を登録月を含め3か月間紹介者は得ることができ、更にその上の紹介者(紹介者の紹介者)は同じく10%を3か月間得ることができます。ファスト スタート ボーナスで得られる金額の上限は新規会員1人に付き紹介者は1か月200ドルとなり、その上の紹介者は80ドルとなります。

取得条件:シェアリング会員である紹介者及びその上の紹介者、50PV以上の購入

#### ショッピング会員を紹介、再購入のサポートをしたときに得られるボーナス

#### ● ショッピング会員差益ボーナス

紹介したショッピング会員が購入した製品の、ショッピング会員価格とシェアリング会員価格の差額が支払われます。

取得条件:シェアリング会員である紹介者、50PV以上の購入

#### グループメンバーの購入と活動によって得られるボーナス

#### ユニレベルボーナス

あなたのランクに応じて、グループ メンバーの PV から最大第5レベルまで支払われるボーナスです。第1レベルからは8%、 第2レベルからは5%、第3レベル以降からは4%を得ることができます。

取得条件: 100PV以上の購入があるシェアリング会員。ランクに準ずる。(詳細はP.10-11)

#### ● ジェネレーションボーナス

シルバー以上を達成すると、ユニレベルとは別に、あなたのランクに応じて最大第8ジェネレーションまで支払われるボーナスです。

パーソナルジェネレーションからは2.5%、第2ジェネレーションから第7ジェネレーションは3%、第8ジェネレーションからは1%を得ることができます。

取得条件: 100PV以上の購入があるシルバー以上のシェアリング会員。シルバー以上のランクに準ずる。(詳細はP10-11)

#### **□** リーダーシップボーナス

シルバー以上のシェアリング会員が自身のジェネレーションボーナス対象内にいる、シルバー以上のランクを達成した シェアリング会員のランクと人数によって、自身のランクで獲得するシェア数を上限として、各シェア数を獲得でき、獲得した シェア数に応じてヤング・リヴィング全体の1か月間の売り上げの6.25%が分け与えられます。

- ・シルバーは1パーソナルシェアとシルバー以上1人に付きプラス1シェア(第3ジェネレーションまで)
- ・ゴールドは2パーソナルシェアとゴールド以上1人に付きプラス2シェア、シルバー1人に付きプラス1シェア(第4ジェネレーションまで)
- ・プラチナは3パーソナルシェアとプラチナ以上1人に付きプラス3シェア、ゴールド1人に付きプラス2シェア、シルバー1人に付きプラス1シェア(第5ジェネレーションまで)
- ・ダイヤモンドは4パーソナルシェアとダイヤモンド以上1人に付きプラス4シェア、プラチナ1人に付きプラス3シェア、ゴールド1人に付きプラス2シェア、シルバー1人に付きプラス1シェア(第6ジェネレーションまで)
- ・クラウンダイヤモンドは5パーソナルシェアとクラウンダイヤモンド以上1人に付きプラス5シェア、ダイヤモンド1人に付きプラス4シェア、プラチナ1人に付きプラス3シェア、ゴールド1人に付きプラス2シェア、シルバー1人に付きプラス1シェア(第7ジェネレーションまで)
- ・ロイヤルクラウンダイヤモンドは6パーソナルシェアとロイヤルクラウンダイヤモンド以上1人に付きプラス6シェア、クラウンダイヤモンド以上1人に付きプラス5シェア、ダイヤモンド1人に付きプラス4シェア、プラチナ1人に付きプラス3シェア、ゴールド1人に付きプラス2シェア、シルバー1人に付きプラス1シェア(第8ジェネレーションまで)

取得条件: 100PV以上の購入があるシルバー以上のシェアリング会員。シルバー以上のランクに準ずる。

#### ● ダイヤモンド・リーダーシップ・ボーナス

ダイヤモンド以上のシェアリング会員が受け取ることができるボーナスです。リーダーとして開催する国内外でのミーティング回数やヤング・リヴィング主催イベントへの参加回数によってボーナスのシェアが決められ、ボーナス取得者が最終的に決まった段階で配当の割合が確定します。詳細はヤング・リヴィングにご確認ください。

取得条件: 100PV以上の購入があるダイヤモンド以上のシェアリング会員。ダイヤモンド以上のランクに準ずる。 この収入を得るには以下の条件も必要となります。

- ・コンベンションで少なくともすべてのセッションに出席する。
- ・または1年に1度、冬または春ハーベストに参加する、またダイヤモンドリトリート(1週間)に参加する。

#### 注意事項

※スタートリヴィングボーナスとファスト スタート ボーナス対象のPVは他のボーナス計算では30%のみが対象となります。 ※スタートリヴィングボーナス、YLおトク便紹介ボーナス、ファスト スタート ボーナスは退会されて2年以内の再登録の方は対象外です。

### ■ランクの認定

「ヤング・リヴィングボーナスプラン」は、ランクやプランのさまざまな条件に基づいてボーナスを支払う仕組みです。 会員はランクに従って、ボーナスを受け取る権利を得ます。 会員がランクを獲得するためには、そのランクの基準をクリアする必要があります。 基準をクリアした場合は、当月から新たなランクとして認定されます。

また、シルバーランク以上の認定を受け続けるには、獲得したランクの基準をクリアした最後の月から6か月以内に再び基準をクリアしなければなりません。6か月間にランクの基準をクリアできなかった場合、7か月目には過去6か月の実績に応じた最高ランクに認定されます。元のランクに戻るには、再度、基準のクリアが必要になります。

※シルバーランク以上のリトリートに招待されるには、そのランクの基準を達成月を含めて3か月連続でクリアしなければなりません。

### ■ ボーナスの支払い時期・方法

ボーナスは、毎月末で締め、ボーナス計算をした上、翌月末日(25日前後)までに、ご登録の金融機関にお振込みいたします。ボーナスの金額が2,500円未満の場合は支払いが保留され、累計金額が2,500円を超えた月の翌月末日までに振込まれます。

#### 口座登録申請

シェアリング会員は会員登録時にボーナス受取口座の登録をしなければなりません。口座名義はご登録者と同一名義となります。会員登録申請書及び同意書でのボーナス受取口座申請は、毎月月末までの受領分が翌月からの振込み対象となります。

- ※ 共同登録者名義の口座登録は受付できません。
- ※ 法人登録の場合は、法人名義での申請を行ってください。なお、オンラインでの登録はできません。(詳しくは、P.13の「法人登録について」を参照)

#### ボーナス振込み不能手数料について

ボーナス振込み不能の際、会員都合(名義名不一致、口座情報の間違いなど)により、ボーナスの振込み手続が行えなかった場合は、再手続の手数料として1,500円を申し受けます。手数料は当月発生したボーナス金額より差し引かれます。また振込み不能の場合の再振込みは、新しい口座情報が確認できた月のボーナスに加算され支払われます。なお、ボーナス振込み不能が6か月間続いた場合は、振込み不能の解決の際に発生した手数料(事務手数料や消費税など)がボーナス金額と相殺され、ボーナスの受け取りが無効となります。

#### ボーナス受取口座登録及び変更申請

会員登録時に口座情報が未登録の場合、<br/>
口座情報の登録確認が行われるまでボーナスの振込みを行えません。<br/>
会員登録後速やかに弊社指定の申請書にてお手続ください。登録口座内容に変更がある場合は、弊社指定の申請書にてお手続ください。<br/>
口座登録及び変更申請の取り扱いは、<br/>
月末締めの翌月変更となります。<br/>
登録によって事故や関係諸法令上の問題などが生じた場合、<br/>
弊社は一切の責任を負いかねます。<br/>
金融機関の合併、譲渡・店舗統廃合などによる変更の場合も「金融機関からのお知らせ」などを確認の上、変更申請書を提出してください。

## ■ シェアリング会員のタイトルと獲得できるボーナスのご紹介

## シェアリングを 始める

ヤング・リヴィングのボーナスプランは、あなたと周囲の人々の豊かなライフスタイルの実現をお手伝いします。

ビジネスとして 取り組む

ランク達成基準		ング会員	スター	シニアスター	エグゼクティブ	ランク達成基準
PV	50	100	100	100	100	PV
OGV			500	2,000	4,000	OGV
PGV						PGV
ライン×OGV					2×1,000	ライン×OGV

ボーナス	ユニレベル			ボーナス	
第1レベル	8%	8%	8%	8%	第1レベル
第2レベル	5%	5%	5%	5%	第2レベル
第3レベル		4%	4%	4%	第3レベル
第4レベル			4%	4%	第4レベル
第5レベル				4%	第5レベル

パーソナルジェネレーション 第2ジェネレーション 第3ジェネレーション 第4ジェネレーション 第5ジェネレーション 第6ジェネレーション 第7ジェネレーション 自分の基礎固めができたら、グループ メンバー が成功するためのサポートをしましょう。

## リーダーに なる

世界中の家庭にヤング・リヴィング製品をお届け するというヤング・リヴィングのミッションをシェア して、喜びと豊かさを分かち合いましょう。

シルバー	ゴールド	プラチナ	ランク達成基準	ダイヤモンド	クラウン ダイヤモンド	ロイヤルクラウン ダイヤモンド
100	100	100	PV	100	100	100
10,000	35,000	100,000	OGV	250,000	750,000	1,500,000
1,000	1,000	1,000	PGV	1,000	1,000	1,000
2×4,000	3×6,000	4×8,000	ライン×OGV	5×15,000	6×20,000	6×35,000

	ユニレベル		ボーナス		ユニレベル	
8%	8%	8%	第1レベル	8%	8%	8%
5%	5%	5%	第2レベル	5%	5%	5%
4%	4%	4%	第3レベル	4%	4%	4%
4%	4%	4%	第4レベル	4%	4%	4%
4%	4%	4%	第5レベル	4%	4%	4%

ジェネレーション						
2.5%	2.5%	2.5%				
3%	3%	3%				
3%	3%	3%				
	3%	3%				
		3%				

	ジェネレーション	
2.5%	2.5%	2.5%
3%	3%	3%
3%	3%	3%
3%	3%	3%
3%	3%	3%
3%	3%	3%
	3%	3%
		1%

#### ● 用語集

### PV(パーソナルボリューム):

あなた(シェアリング会員)の毎月の自己購入PV。

### OGV(オーガニゼーショングループボリューム):

あなたとグループ メンバーの毎月の購入 PVの合計。

### PGV(パーソナルグループボリューム):

あなたのOGVから全てのシルバー以上のボリューム及び ランク達成基準となるラインのOGVを差し引いた数字。

#### ライン:

あなたが第1レベルのグループ メンバーから枝分かれ的に派生しているグループ メンバーを縦にまとめたグループ。

#### ラインボリューム:

ランク達成基準となるライン数、ならびに各ラインのOGV の月間合計。

### コンプレッション(レベルのカウント方法):

100PV以上購入されたグループ メンバーまでを1つのレベル としてカウントすること。

## 第 4 章 | 特定負担について

### ■ 1 登録費用

シェアリング会員(以下、会員)として登録するためには、最低50PV(およそ9,000円)以上の製品購入が必要です。

### ■ 2 ボーナス取得条件

スタートリヴィングボーナス、YLおトク便紹介ボーナス、ファストスタートボーナス、ショッピング会員差益ボーナスを取得するために個人として月間50PV以上の製品を購入する必要があります。

ユニレベルボーナス、ジェネレーションボーナス、リーダーシップボーナス、ダイヤモンドエクスプレスエリートボーナスを取得するために個人として月間100PV以上の製品を購入する必要があります。

## 第5章 | 会員登録について

### ■ 5-1 登録方法

- 1. 紹介者は概要書面の内容を十分に説明する必要があります。その際、登録に必要な費用は50PVのみであることを必ず 説明してください。
- 2. 概要書面の内容を十分に理解した上で「シェアリング会員登録申請書及び同意書」に必要事項を記入し、申請してもらうようにしてください。

#### 郵送での会員登録

必要事項を記入したシェアリング会員登録申請書及び同意書(会社提出用)と注文書類を併せて毎月の受付日時まで に弊社へ郵送してください。

送付先: 〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル32階

#### オンラインでの登録

概要書面番号が記載された概要書面をご用意の上、下記ヘアクセスし登録手続にお進みください。

https://www.youngliving.com

### ■ 5-2 会員資格取得の条件

- 1. 20歳未満及び学生でないこと
- 2. 個人または夫婦であること。ただし、夫婦が別々に登録する場合は一方の配偶者は他方の配偶者の1次もしくは2次 ラインに登録すること
- 3. 共同登録は申請者と共同登録者の2名であること。共同登録申請者は申請者になることはできない
- 4. 他人名義の登録でないこと(20歳未満、学生、他人名義登録が判明した際は即時解約とする)
- 5. 外国人については外国人登録証明書を所持し、日本国内でビジネス活動ができる在留資格があること
- 6. 公務員法などの関連法令や就労規則を遵守して申請する者であること
- 7. 再登録の条件に違反していないこと(詳しくは、P.13の「再登録の条件」を参照)
- 8. 会員の規約を理解し遵守する者であること

- 9. 会社が適当でないと判断した登録でないこと
- 10. 会員登録希望者が暴力団など反社会的勢力に所属または関係していないこと

#### 法人登録について

法人会員は、会員登録申請書、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)と併せて必要書類により申請を行ってください(なお、オンラインでの登録はできません)。弊社が認可した場合、弊社の法人会員としてビジネス活動することができます。ただし経営者、または代表者(履歴事項全部証明書に名前のある人)が個人会員として二重に登録することはできません。法人登録の場合以下の3点の書類が必要です。

- ・会員登録申請書及び同意書(申請者氏名に法人名・共同登録氏名に代表者氏名を記入)
- ・履歴事項全部証明書(登記簿謄本)※発行から3か月以内のもの、コピー不可
- ・公的な身分証明書のコピー(会社及び役員全員の氏名、牛年月日、住所が確認できるもの)

個人会員は会員規定の条件に適合した場合、会員の登録形態の登録内容変更申請書及び必要書類を提出することにより、個人会員から法人会員に、またその逆の登録形態の変更を申請することができます。ただし、弊社は法人会員の事業の名称、信託の形態についての登録内容の変更を認可または不認可するかどうかの権利を有します。

### ■ 5-3 再登録の条件

会員は資格解約後、6か月間の無活動期間を経過すると再登録できます。

### ■ 5-4 資格の更新・失効

1年間に製品を50PV以上注文することによって資格は更新されますが、注文がないときには自動的に資格が失効されます。失効後に再登録を希望する場合は、いずれかのスポンサーの下でいつでも登録することができます。

### ■ 5-5 プレイスメント(旧スポンサー)の変更(方針と手続:12.1)

会社は会員組織の安定性と努力を守るために、プレイスメントの変更を禁止しています。

然しながら、プレイスメントの変更を余儀なくされることがあり、次の状況についてのみ、会社は変更を検討します。

・登録後カレンダーで30日以内で本人もしくは紹介者の承認があれば、プレイスメントと紹介者を変更できます。 プレイスメントと紹介者変更は登録後5日以内であれば電話で変更が可能です。5日を過ぎても30日以内はメールで会 社の定型フォーマットを使って申請することができます。

※ 年末年始や弊社のお休みなどにより、電話でのプレイスメント/紹介者変更を受け付けできない場合があります。その際は5日を過ぎた場合の変更手続を行ってください。

登録後30日を経過した場合、プレイスメント変更のリクエストは「方針と手続12.1」を参照してください。



「ヤング・リヴィング方針と手続」 はこちらから

http://bit.ly/YL PP

### ■ 5-6 会員死亡及び成年後見人制度適用時の資格の承継

会員が死亡したとき、相続人または遺贈や死因贈与の受遺者が資格を承継することができます。会員が死亡してから90日 以内に会社に申請する必要があり、90日以内に申請がない場合は資格は解約されます。精神的・身体的障害によってシェ アリング活動が難しく成年後継人制度の適用を受けたときは、相続人が資格を承継することができます。

いずれの承継の申請の場合も、会社が指定する書類を提出する必要があります。申請された場合であっても、会社は独自の判断により承継の可否を判断するものとします。

## 第6章 | 登録の解除について

新規に登録した会員は自分の意思によって自由に登録を解除することができます。

### ■ 1 クーリングオフ

契約書面を受け取った日か会員登録に伴い購入した製品を受け取った日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までの間は会員登録を解除することができます。その効力は書面を発信した日(消印有効)から生じます。製品代金がすでに支払われている場合は、速やかにその代金の返金を受け取ることが出来ます。製品の引き渡しがすでになされている場合、その製品の引き取りに要する費用を負担する必要がありません。なお、契約解除によって損害賠償金や違約金を請求されることはありません。また、不実の告知や威迫・困惑によってクーリングオフが妨げられた場合は、クーリングオフ期間を過ぎていても会社あるいは紹介者からクーリングオフ妨害の解消書面を受け取った日から20日を経過する日までの間は契約解除することが出来ます。



### ■ 2 中途解約

クーリングオフ期間を過ぎても登録後1年未満に希望すれば解約し、購入後90日以内の製品であれば返品することができ、製品代金の10%の返品手数料、配送料、返金振込手数料が差し引かれた金額が返金されます。ただし、解約申請日から30日以内に返品手続をとる必要があります。

### ■ 3 ヤング・リヴィングの解約規定

ヤング・リヴィングではクーリングオフ期間を終え、登録後1年を過ぎた場合でも、いつでも解約が可能です。また1年を過ぎていても、上記同様の返品ルールが適応されます。

## 第7章 │返品・交換の規定

- 1. 製品に欠陥があったり、注文製品の誤送があったときは返品もしくは交換ができます。
- 2. 会員の都合により製品を返品するときは、購入後30日以内の製品であれば使用・未使用にかかわらず返品でき、製品 代金の10%の返品手数料、配送料、返金振込手数料を差し引いた金額が返金されます。会員から製品を購入された お客様は「小売り用注文書兼納品書」に記載された受領日から30日以内であれば返品できます。

#### 3. 販売促進物の返品

販売促進物は、フィールドの要望、各種法令の改定に合わせて、常に新しいものをお届けするよう努めています。 販売促進物の返品交換は、お受けできません。

※販売促進物とは、製品カタログ、ウェルカムパックなど、製品以外のものが該当します。

#### 4. 抗弁権の接続

製品をクレジットカード支払いで購入し、ヤング・リヴィングに対する「抗弁できる理由」がある場合には、クレジットカード 会社に対して支払い停止を求めることができます。

#### 5. 返品方法について

- ・弊社は弊社から購入した製品の返品を受け付けます。
- ・返品の際は、返品番号を発行いたしますので、弊社までご連絡ください。
- ・納品書・返品依頼書を同封し返品番号を明記の上、返品を行ってください。
- ・返品番号を記載せず返品を行った場合、弊社はそれを不当とし受け付けない権利を有します。
- ・過度に返品が繰り返される場合、返品に関する弊社の方針を悪用するものとみなし、次回の返品拒否及び、会員権が抹消される場合があります。
- ・返品が行われることで、会員本人やサポートメンバーの受け取ったボーナスに対し、ボーナス相殺が発生する可能性があります。また会員本人やサポートメンバーのランクが変動する可能性があります。
- ・キット、セットなど、複数の製品で1つの製品番号となっている製品は、単品での返品はできません。
- ・プレゼント企画やキャンペーン企画において、無料でプレゼントされた製品は、返金の対象外となります。
- ・受領日より30日を超えた返品はお受けできません。

返品先: 〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島14-3

鈴与株式会社内 ヤング・リヴィング返品係

TEL: 0570-056-054

## 第8章 | 勧誘活動に関する規約

### ■ 8-1 会員の義務

- 1. シェアリング会員を勧誘する際は相手方に概要書面に記載されている以下の事項を正しく十分に説明すること
  - ・製品の種類、性能及び品質、販売価格、支払い方法、お届け時期に関する事項
  - ・特定負担(登録費用、ボーナス取得条件)に関する事項
  - ・特定利益(ボーナスプラン)に関する事項
  - ・クーリングオフ及び中途解約の事項
  - ・返品・交換の事項
  - ・ヤング・リヴィングの会社概要、会員の氏名・会員番号・電話・Eメールアドレス
  - ・上記以外に登録(契約)に関する事項であって顧客または購入者の登録の判断に影響を及ぼすことになる重要な事項

#### 2. 氏名などの明示義務

(アポイントを取る際、自身がヤング・リヴィングのシェアリング会員であること、ヤング・リヴィングの製品をお勧めする こと、特定負担を伴う取引の勧誘であることを明示すること)を遵守すること

- 3. 登録の前には必ず概要書面を相手に交付すること
- 4. 解約請求は快く受け入れ、解約を妨げないこと
- 5. オプトイン規制(メールなどでビジネスに関する内容を伝える際、必ず相手の了解をとること)を遵守すること

### ▮ 8-2 禁止行為

### 1. 不実の告知

「不実の告知(事実でないことを告知)」が相手の登録意思に影響するものであって、本人が説明通りであると誤認して 登録した場合は、特定商取引に関する法律(以下、特商法)違反となります。

- 例・製品の品質・特徴・価格、収入、解約について事実でないことを伝えること
  - ・製品の医薬品的効能効果や、科学的根拠のない治療体験談を伝えること
  - ・「3か月で月収100万円」「やれば誰でも収入が得られる」など収入の誇大表現
  - ・他の会員や他社製品を根拠なく誹謗中傷すること

#### 2. 重要事項の不告知

消費者が製品購入や会員登録する際に、不利益を被らないための重要な事項(クーリングオフ、中途解約、返品規定 その他重要事項)をわざと説明しないことは「重要事項の不告知」にあたり特商法違反になります。

#### 3. 威迫・困惑させる行為

威迫行為とは、大声を出して購入をせまる、「買わないとどうなるかわかってるんだろうな」などと凄む、反社会的組織員を装う、女性の顧客に「買わないと付きまとっちゃおうかな」「明日から夜道は気を付けないといけなくなるかもしれませんね」などと男性の販売員が言うような行為のことです。

困惑させる行為とは、「買ってもらわなければ困る」とせまる、断ってもしつこく勧誘して帰らない、帰してもらえない、周りを取り囲んで購入や会員登録を説得するような行為のことです。

#### 4. 目的を告げず、公衆の出入りしない場所での勧誘

- 5. 一度断られた消費者に対する執拗な勧誘(再勧誘の禁止)
- 6. 製品の効能効果、体験談、第三者の医学的な著書などを販売目的に利用する行為
  - ・「エッセンシャルオイルマッサージで○○が治った、緩和した」「エッセンシャルオイルで免疫力がアップした」などと説明して販売すると、エッセンシャルオイルが医薬品と見なされ、「未承認医薬品の販売」として医薬品、医療機器などの品質、有効性及び安全性の確保などに関する法律(以下、薬機法)違反のおそれがあります。
  - ・治療効果の体験談は本人にとって事実であっても科学的・客観的な根拠がないため、ネット上や印刷物に記載された体験談を販売目的に利用すると、製品が医薬品と見なされ薬機法違反となります。また、科学的根拠を証明できない効能効果を謳うことは特商法「不実告知」や不当景品類及び不当表示防止法(以下、景品表示法)「優良誤認」にあたるおそれがあります。
  - ・エッセンシャルオイルに関する「医学的な治療効果」を説明する著書、論文、新聞記事、TV報道などを利用しエッセンシャルオイルの効能効果を標榜して販売するとエッセンシャルオイルが医薬品と見なされ薬機法違反になるおそれがあります。
- 7. 消費者が日常生活において通常必要とする分量を著しく超える製品の販売(過量販売の禁止)

## 第9章 | その他の規約

### ■ 9-1 広告・宣伝の規制

広告には一般消費者に製品やビジネスについて興味を起こさせる効果があり、これにより一般消費者が過大な期待を抱いて契約を締結しないように広告を規制しています。会員は製品やビジネス知識の質と量において会員より弱い立場にある一般消費者によく説明して十分に理解してもらう義務があります。

- 1. 会員は製品やビジネスを紹介することを目的に不特定多数を対象に広告・宣伝してはなりません。
- 2. 会員は店頭、展示会、ちらし、インターネット・オークションで製品を販売してはなりません。
- 3.製品の販売もしくはシェアリング会員の勧誘を目的にホームページやSNSなどWEB上で広告を公開してはなりません(ガイドライン参照)。ただしYLリンクの使用を会社に申請し許可された場合に限り、薬機法や景品表示法を遵守することを条件にホームページやSNSなどWEB上で製品を広告し、プレミアム会員やショッピング会員を勧誘することができます。ただしYLリンクの使用が許可されても、ホームページやSNSなどWEB上でシェアリング会員を勧誘することはできません。
- 4. 会員が会社の提供する名刺データを基に作成する以外の方法で名刺を作るときは会社に申請する必要があり、会社から指定された名刺デザインを使用し以下の事項を記載しなければなりません。
  - ・「ヤング・リヴィング・シェアリング会員(独立事業主)」と記載のこと
  - · 会員番号
  - ・名前、住所、電話番号、アドレス

### ■ 9-2 販売促進物の製作について

- ・会社の承認がなく無断で販売促進物を製作し販売してはなりません。
- ・販売促進のための情報は会社が提供する資料範囲内のものとし、効能効果を標榜する製品説明や収入の誇大広告のような情報を掲載してはなりません。
- ・会社に無断で知的財産権のある資料を転載して使用してはなりません。会社の了解がある場合は、必ず「会社の了解をとって転載」と但し書きをするようにしてください。
- ・会社に無断でロゴ、商標や製品画像を掲載してはなりません。(ここでいう販売促進物とはホームページ、SNS、メール、CD/DVD、ちらしや冊子などの印刷物のこと)

### ■ 9-3 ヤング・リヴィング以外の製品やビジネスの紹介禁止(方針と手続:3.12.1~3)

- ・他の会員の財産を脅かすだけでなく、ヤング・リヴィングのイメージを低下させることにつながるため、ヤング・リヴィング 以外の製品やビジネスを組織の会員に紹介してはなりません。
- ・組織を利用して政治・宗教活動を行ってはなりません。

### ■ 9-4 クロスライン・リクルートの禁止(方針と手続:3.12.5)

すでにヤング・リヴィングの会員資格を持つ個人または法人を問わず、別の系列の会員にプレイスメント変更の方法を教えたり、自分の組織に編入を促進するための指導をすることは禁止です。

### ■ 9-5 ボーナス購入とスタッキングの禁止(方針と手続:3.12.6)

- ・ボーナスを不正に得ることを目的に、相手の同意もなく登録したり、代理で製品の購入をしてはなりません。
- ・架空の個人または法人を利用して登録したり、代理で製品の購入をしてはなりません。

・ボーナスプランにおけるボーナスを増やすためや、自身のグループへの支払いを増やすことを目的に、登録申請書をその 署名作成から第2営業日以上にわたって、ヤング・リヴィングに送信することを保留してはなりません。

### ■ 9-6 誹謗中傷の禁止

- ・会員は会社を誹謗中傷してはなりません。
- ・会員は他の会員、他社の製品やビジネスを誹謗中傷してはなりません。

### ■ 9-7 会社の商標・ロゴ・著作物の無断使用禁止

会員は会社に無断で商標やロゴを使用し、会社に著作権のある映像資料などを転載することは禁止です。

### ■ 9-8 損害賠償責任

会員による法律違反や会社規約に違反する行為によって会社が被害を被ったときは、会社は当該会員に損害賠償金を請求することができます。

## ▮ 9-9 会社による資格の解約

会社は会員が以下のいずれかに該当すると判断したときは会員資格を解約することができます。なお、会員は資格の解約に対して異議がある場合は、書面でヤング・リヴィングに異議申し立てができます。

- 1.特商法、薬機法、景品表示法その他関連法に違反する行為、または犯罪など社会秩序に反した行為をした場合
- 2.ヤング・リヴィングの規約に違反した場合
- 3.ヤング・リヴィングのイメージを著しく損なった場合
- 4. 財産状態が著しく悪化した場合(破産申し立てなど)や、成年後見人制度の適用を受けるに至った場合

#### ▮ 9-10 不服申し立て

会社による資格の解約に対して不服があるときは、解約通知書を受領後20日以内に書面にて不服を申し立てることができます。20日を経過しても不服申し立てがないときは解約が受理されたものと判断し解約します。

不服申し立て先 : ヤング・リヴィング・ジャパン 不服申し立て窓口

紛争の管轄裁判所:東京地方裁判所

### ■ 9-11 制裁措置

会員が特商法、薬機法、景品表示法その他関連法や会社規約に違反する行為をしたとき、会社は諸般の事情を考慮した 上で以下のいずれか、もしくは複数の処分を行います。

- 1. 注意・警告
- 2.ボーナス支払いやインセンティブツアーなど特典の停止
- 3.ビジネス活動の停止
- 4. 会員資格の解約

#### ■ 9-12 税務申告義務

ヤング・リヴィングから収入を得た場合、確定申告が必要です。また一定以上の収入があった方には、会社からマイナン バーの提出を求めることがあります。

## 第10章 | 個人情報保護に関する規則

### ■ 10-1 遵守の義務

ヤング・リヴィングのビジネスにおいて個人情報を取り扱う場合には「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」を遵守しなければなりません。ヤング・リヴィングのビジネスを通じて取得した会員、見込み客、小売りのお客様の個人情報は本規則に適用されます。個人情報とは個人の氏名、生年月日など、ある特定の個人を識別できる情報のことを指します。

### ■ 10-2 個人情報の収集と利用

- 1. 勧誘活動や小売り活動において見込み客から個人情報を取得するときは、各資格申請書の「個人情報の取り扱いについて」や「概要書面」に基づいて見込み客によく説明し同意を得る必要があります。
- 2. 勧誘活動や小売り活動で取得した見込み客やグループ メンバーの個人情報はヤング・リヴィングのビジネス以外の目的に利用してはいけません。

### ■ 10-3 個人情報の管理方法

- 1. グループ メンバーや他の会員の個人情報について変更があった場合には、会社に速やかにお伝えください。
- 2. 自ら取り扱う個人情報の漏えい、減失、毀損、不正なアクセスを防ぐために必要な措置をとる必要があります。
  - ・印刷された個人情報はカギの閉まる場所に保管する。
  - ・印刷された個人情報を廃棄するときはシュレッダーなどを使い情報が確認できない状態にして廃棄する。
  - ・個人情報を保存するノートパソコン、携帯電話、スマホ、USBメモリーなどは外出先では手元から離れた場所に置かない。

#### ■ 10-4 個人情報の第三者への開示・提供

取得した個人情報を本人の同意なく、第三者に開示・提供したり、他の会員と共有してはいけません。

- ・グループ会員の個人情報を他の会員や第三者に教えない。
- ・ミーティングなどで撮影した参加者の映像を本人の同意なく第三者に開示しない。

### ▮ 10-5 開示要求・苦情の対応

会員の個人情報について本人から以下の申し出があった場合は、本人からヤング・リヴィングに直接連絡するようお伝えください。

- ・個人情報の開示を求められた場合
- ・個人情報が事実でないという理由で訂正を求められた場合
- ・本人の個人情報が不当に扱われている、不当に取得されている、第三者に本人の同意なく提供されているという理由で 利用停止を求められた場合
- ・その他、個人情報の取り扱いについて苦情があった場合

### ■ 10-6 ヤング・リヴィングの管理運用

1. ヤング・リヴィングの個人情報に関する取り組みについては「プライバシーポリシー」を参照してください。



- 2. 個人情報に関する取り扱いについて本人から苦情があった場合は、ヤング・リヴィングは関係する会員に対して聞き取り調査・確認を行うことがあります。
- 3. ヤング・リヴィングはシェアリング活動のサポートのために、会員に対して連絡をすることがあります。
- 4. 取り扱う個人情報の漏えい、減失などがあった場合は、直ちにヤング・リヴィングに報告しなければなりません。
- 5. 会員がこの規則に違反した場合は、諸般の事情を考慮した上で制裁措置をとることがあります。

## ホームページ・ブログ・ソーシャルメディアの利用ガイドライン

### ■ 1 ガイドライン設定の主旨

インターネット、ソーシャルメディアが日常生活のコミュニケーション手段として広く利用されるようになりました。これらのメディアの普及によって情報の発信や収集の方法あるいは製品売買の契約締結方法が多様化しています。ネット広告には一般消費者に製品やビジネスについて興味を起こさせる効果があり、これにより消費者に過大な期待を抱かせて契約を締結しないように、特定商取引法では誇大広告を規制しています。

シェアリング会員を勧誘することは、特定商取引法の連鎖販売取引が適用されますので、製品とプランを説明するときは正しく十分な説明を行う義務があり、また概要書面を登録前に交付しなければなりません。ヤング・リヴィングは会員がネット上でシェアリング会員を勧誘するとき、十分な説明がないために消費者が誤認して契約するおそれがあることから、不特定多数を対象にした公開環境(プライバシー設定をしない環境)で、ホームページ・ブログ・ソーシャルメディア(以下、SNS)上で、シェアリング会員の勧誘を規則で禁止しています。

一方で、ホームページ・ブログ・SNSは、シェアリング会員が今後ますます個人的もしくはビジネス運営のコミュニケーション手段として利用することが予測されます。

プライバシー設定をしない公開環境下のホームページ・ブログ・SNSにおいては、ヤング・リヴィング製品を使用した感想や感動をシェアし、プレミアム会員・ショッピング会員登録のきっかけとすることを認めています。

なおSNSの代表的なプラットフォームは以下の通りです。

Facebook、Twitter、Instagram、LINE、mixi、TikTok、YouTube、Vimeo、Ustream、ニコニコ動画、アメーバブログなど

### ■ 2 ホームページ・ブログ・SNS 利用の基本方針

- (1) 本ガイドラインはヤング・リヴィングの規約に一致するものでありガイドラインに違反すると処罰の対象となります。
- (2) プライバシー設定をしないホームページ・ブログ・SNSにおいては、ヤング・リヴィング製品を使用した感想や感動を シェアし、プレミアム会員・ショッピング会員登録のきっかけとすることを認めています。ただしシェアリング会員への登 録のきっかけとして利用することはできません。
- (3) プライバシー設定をしたホームページ・ブログ・SNSを利用し、シェアリング会員の勧誘を行うときは、以下の特商法で義務づけられた内容(法定広告記載事項)を記載する必要があります。
  - ① 製品名
  - ② 製品の種類
  - ③ 特定負担に関する事項
  - ④ 特定利益(ボーナスプラン)に関する事項
  - ⑤ 会社の名称、代表者名、住所、及び電話番号
  - ⑥ 掲載責任者(会員)の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスの表示、ヤング・リヴィングのシェアリング会員であること

なお、特商法によって、シェアリング会員の勧誘や登録を進めるときは、登録前に必ず概要書面を手渡すことが義務づけられています。

#### (4) 投稿の責任

ヤング・リヴィングが運営するメディアを除くホームページ・ブログ・SNS において、会員のメッセージはヤング・リヴィングの正式な発信や見解、回答ではありません。

また会員自身でホームページ・ブログ・SNSの運営をしていなくても、ヤング・リヴィングに関連するサイトに投稿する場合はその投稿内容に責任を持ち、自身が運営または管理するサイトに表示される投稿にも責任を持たなければなりません。

### ■ 3 ホームページ・ブログ・SNS 利用規約

#### 3-1 ヤング・リヴィングへの申請

会員がホームページ・ブログ・SNSを利用して、ヤング・リヴィング製品を使用した感想や感動、その他ヤング・リヴィングに関わる体験を、プライバシー設定なしの公開環境下でシェアしたい場合は、ヤング・リヴィング・ジャパンに対して「ホームページ・ブログ・SNS利用申請」を行い、その際に提供される「ホームページ・ブログ・SNSガイドライン オンライントレーニング」を熟読し、理解する必要があります。なお同申請を行わずに投稿・掲載をした場合は、違反行為として処分の対象となります。またヤング・リヴィングは会員独自に作成したコンテンツが関連法規及び規約を遵守しているかどうかを最終的に判断する権利を有します。

なお不特定多数を対象にしていない環境(プライバシー設定をした環境)におけるホームページ・ブログ・SNSの活用については、同申請は不要です。



ホームページ・ブログ・SNS 利用申請はこちらから http://bit.ly/ylj forms

### 3-2 YLリンクの使用について

YLリンクとは、あなたの会員番号が紹介者欄に入力された状態の会員登録ページへのリンクのことで、プレミアム会員、ショッピング会員への登録の際にご利用いただけます。シェアリング会員の登録を目的とした勧誘にはご利用いただけません。

#### 使用許可申請

YLリンクを自身のホームページ・ブログ・SNSに貼り付けて製品情報を掲載・投稿する場合は、「YLリンク使用許可申請\*」を行ってください。

ヤング・リヴィングは会員サイトを審査し、規約や法律に抵触する掲載があるときは修正・変更を指示もしくはサイト利用 を禁止する権限があります。

なお、YLリンク使用許可申請せずに自身のサイト上でショッピング会員やプレミアム会員の登録を勧誘する行為は規約違反となり、処分の対象となります。

また3-1に記載した「ホームページ・ブログ・SNS利用申請」は別途行ってください。

※YLリンク使用許可申請プロセス

① バーチャルオフィスにログイン

- ③「資料(ダウンロード)」内、YLリンク作成をクリック
- ② 画面左メニューの「資料(ダウンロード)」をクリック
- ④ 法定広告記載事項の貼付

#### 広告の制限

YLリンクはプレミアム会員・ショッピング会員の登録を目的にしているため、ビジネス情報 (イベントやキャンペーンなど)を広告してはいけません。また製品についても、誇大広告や不実の告知にあたる内容を広告してはいけません。

#### 返品規定

YLリンクを利用して登録したプレミアム会員・ショッピング会員は、初回購入の製品を受領後8日以内であれば理由の如何を問わず登録を解除して送料自己負担なしで返品することができ、製品代金は全額が返金されます。

登録後、継続して購入した製品は、製品受領後30日以内であれば送料自己負担で返品することができ、製品代金の10% の返品手数料と振込手数料を製品代金から差し引いた金額が返金されます。

#### 3-3 商標・ロゴ・各種コンテンツの使用

ホームページ・ブログ・SNSに、会社の許可なくヤング・リヴィングのロゴ・商標及び製品画像を使用することは禁止しています。ただしヤング・リヴィングの公式 HPへのリンクや、ヤング・リヴィングが提供するシェアリングコンテンツ(写真、動画など)を使用することは可能です。

利用可否については下記のメールアドレスにお問い合わせください。 younglivingiapan@youngliving.com

また下記を一例として、ヤング・リヴィング製品を使用した感想や感動、ヤング・リヴィングに関わる体験を投稿する際に、 ロゴや製品画像が含まれることは問題ありません。

#### 【使用可能な例】

- ・エクスペリエンスセンターで撮影した会社のロゴや製品画像を「今、エクスペリエンスセンターに来てます」とSNSに投稿 【使用不可な例】
- ・エクスペリエンスセンターで撮影した会社のロゴや製品画像を「私と一緒にヤング・リヴィングで、エッセンシャルオイルを使って副収入を得てみませんか? 興味がある方はご連絡ください」とSNSに投稿

#### 3-4 ホームページ・ブログ・SNS 上のネーミング

プロフィール、アカウント、ドメインネーム、ページタイトルに、ヤング・リヴィングの商標、商号、製品名とそれに類似した名前を使用することは禁止されています。

ホームページ・ブログ・SNS自体のページタイトルやアカウント名に「ヤング・リヴィング」を使用することはできません。ただし下記のようにコンテンツ内で使用することは可能です。

#### 【使用可能な例】

- ・購入した製品を撮影し「ヤング・リヴィングのオイルが届きました」と投稿する
- ・エクスペリエンスセンターを撮影し「ヤング・リヴィングのエクスペリエンスセンターにきました」と投稿する

#### 3-5 不特定多数を対象にした製品販売やシェアリング会員勧誘情報の公開禁止

不特定多数の人が閲覧可能な環境下において、製品の販売やシェアリング会員の勧誘に結び付く情報の掲載は禁止です。特に下記のような直接的な製品販売やビジネス勧誘に結び付く情報を掲載するときはグループ会員、知人、家族などの閲覧者に限定してプライバシー設定をする必要があります。

- ・製品やサービスに関する情報(価格及び製品キャンペーンの説明など)
- ・ボーナスプランに関する情報(プランの計算方法や収入の説明など)
- ・勧誘活動に関する情報(新規会員説明会の案内、製品購入方法及び会員登録方法の案内など)
- ・インセンティブトリップ、ミーティング、セミナーなどに関する情報(会社インセンティブ・プログラムの説明、各種製品及び ビジネス・ミーティングの案内、会員主催ビジネスイベントの案内など)
- ・その他の勧誘や製品販売を目的とした情報

ただし、直接的な製品の販売やシェアリング会員の勧誘ではなく、ヤング・リヴィング製品を使用した感想や感動、ヤング・ リヴィングに関わる体験をシェアする場合はこの限りではありません。

#### 【プライバシー設定なしでの投稿が可能な例】

- ・購入した製品を撮影し「ヤング・リヴィングのオイルが届きました」と投稿する
- ・エクスペリエンスセンターを撮影し「ヤング・リヴィングのエクスペリエンスセンターにきました」と投稿する

#### 【プライバシー設定なしでの投稿が不可な例】

- ・購入した製品を撮影し「今ならこのオイルが10%オフで販売中。興味がある方はご連絡ください」と投稿する
- ・エクスペリエンスセンターで撮影し「私と一緒にヤング・リヴィングで、エッセンシャルオイルを使って副収入を得てみませんか?興味がある方はご連絡ください」と投稿する

#### 3-6 プライバシー設定された環境下と規約

プライバシー設定された環境下であっても掲載する情報はヤング・リヴィング規約と法律を遵守したものでなければなりません。

#### (1) 製品の表現方法

製品の表現はヤング・リヴィングが提供する「製品ラベルや製品パッケージ」「販売促進物」「会社ホームページ・ブログ・SNS」「メルマガ」などに記載された内容に限ります。

・製品の効能効果や治療体験談の表示は薬機法の「承認前の医薬品の販売禁止」に相当するおそれがありますので掲載しないでください。

#### (2) 特商法の誇大広告禁止、景品表示法の規制

#### 【高額収入の説明】

「ヤング・リヴィングは3か月で月収100万円とれる」とか「月収7桁が夢でない」などと断定することは、誰もが同じ努力をしても得られる保証がないため誇大広告とみなされます。また、一部の人が得た高額収入を強調することも統計的に客観性がないため誇大広告とみなされますので、これらのような表現は掲載しないでください。

#### 【体験談の掲載について】

治療体験談は本人にとって事実であるものの、効能効果は科学的・客観的に根拠がない場合が多いため「誇大広告」に相当するおそれがあり、景品表示法の「優良誤認」にも相当することがあります。「ホームページ・ブログ・SNSガイドライン オンライントレーニング」のOK表現とNG表現を確認し、適切な表現で掲載・投稿してください。

### 3-7 各プラットフォームの利用規約の遵守

ホームページ・ブログ・SNSには、それぞれのプラットフォームを利用する上での固有の規約があります。

規約に違反すると、アカウントが停止され、これまでに築いたコンテンツや関係性が活用できなくなるリスクがありますので、 各プラットフォームの規約を確認した上で活用してください。

【例】 実名での登録義務、営利目的での利用の禁止など

#### 3-8 ヤング・リヴィング社と雇用関係があると誤認される記載の禁止

ホームページ・ブログ・SNS上で、ヤング・リヴィングのシェアリング会員であることをプロフィール欄に記載する場合は、「ヤング・リヴィング シェアリング会員」と記載してください。ヤング・リヴィングと雇用関係にあると誤解を与えるような表記はできません。

### 3-9 ネガティブコメントへの対応

(1) あなたが運営するサイトへのネガティブコメントの対応 ネガティブコメントが書き込まれた場合、まずは会社に報告してください。 速やかに削除し、回答などの対応をする必要はありません。

(2) 第三者が運営するサイト上のヤング・リヴィングに関するネガティブコメントの対応 ヤング・リヴィングに関するネガティブなコメントや誤った情報をサイト上で見つけても静観してください。興味本位で ネガティブサイトにアクセスすることはお控えください。

#### 3-10 個人情報の開示・提供

あなたが取得した会員や顧客の個人情報を本人の同意なくホームページ・ブログ・SNS上に開示・提供してはなりません。 また他会員と共有することも本人の同意がなければできません。

- (1) ミーティングやセミナーなどで撮影した参加者の映像を本人の同意を得ずに、ホームページ・ブログ・SNS上に開示してはいけません。
- (2) すべての個人、会社または競合する製品もしくはサービスに関するゴシップを話題とし、もしくはそれらに関する噂を助長してはなりません。

#### 3-11 著作権・肖像権に関する規制

第三者の著作物(著書、写真、音楽など)やテレビ番組で放映された内容を、その知的財産を使用するための適切な許可を受け、適正なライセンス使用料を支払うことなく、勝手にコピー・編集してホームページ・ブログ・SNS上に掲載することは著作権及び肖像権の侵害になります。

#### 3-12 その他の禁止事項

他社の製品やビジネスを誹謗中傷する内容の情報を掲載してはなりません。

## プレミアム会員の規約

### ■ 1 プレミアム会員とは

プレミアム会員は個人使用を目的としてヤング・リヴィングにプレミアム会員登録申請し、シェアリング会員価格で製品を購入することができます。また、「YLおトク便」を利用することによりYLおトク便ポイントを取得することができます。プレミアム会員登録時には、50PV以上の製品購入が必要です。なお、プレミアム会員は製品の再販や、会員勧誘活動はできません。

### ■ 2 プレミアム会員の資格条件

プレミアム会員として登録するために以下の条件があります。

- ・20歳未満及び学生でないこと
- ・個人または夫婦での申請であること
- ・登録済みの営利法人であること
- ・他人名義や架空名義でないこと
- ・紹介者があること
- ・会社が適当でないと判断する申請でないこと

### ■ 3 製品価格

製品価格表のシェアリング会員価格と同額で購入することができます。

### ■ 4 製品注文方法

#### ● 電話注文

電話番号 : 0120-160-765(オペレーターが注文を承ります)

受付時間 9:30~17:00(平日)

#### ● 郵送/FAX注文

弊社規定の製品注文書に必要事項を正確に記入し、FAXもしくは郵送してください。

**FAX番号** : 0570-056-055

送付先住所:〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

### ● オンライン注文

パソコンまたはスマートフォンなどからバーチャルオフィス (youngliving.com/vo) にアクセスし、自身の会員番号、パスワードを利用してログインし、注文手続を行ってください。

#### ▶ エクスペリエンスセンター注文

日本支社エクスペリエンスセンターにて弊社規定の専用注文書に必要事項を正確に記入し提出してください。

住所 : 〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

**営業時間** : 火曜~土曜日 10:00~18:00

日・月・祝祭日 定休日

※弊社主催イベントなどにより、営業日が変更となる場合がございます。

### ▮ 5 支払い方法

### ♪ クレジットカード・PayPalでの支払い

クレジットカード・PavPalで製品代金を支払う方法です。

Visaカード、Masterカード、JCBカード、PayPal がご利用いただけます。

※ ヤング・リヴィングは、米国でクレジットカードの加盟店契約をしているため、日本国内では利用できるカードが、ヤング・リヴィングでは利用できない場合もあります。 詳細については、各カード発行会社にご確認ください。

#### ▶ 代金引換払いでの支払い

製品お届け時にお荷物と引き換えに代金を支払う方法です。

1回の注文合計金額は300,000円以下に限ります。

代金引換払い手数料は受取人の負担となります。

※一部お取り扱いできない地域があります。

#### ▶ 代金引換払い手数料について

~9,999円	10,000~29,999円	30,000~99,999円	100,000~300,000円
330円	440円	660円	1,100円

#### ● 配送料について

	100PV未満	100PV以上200PV未満	200PV以上
一般注文	770円	770円	無料
YLおトク便注文	693円	385円	無料

### ▶ エクスペリエンスセンターでの支払い

クレジットカード、現金がご利用いただけます。

### ■ 6 製品引き渡し時期

#### ♪ クレジットカード・PavPalでの支払いの場合

クレジットカード・PayPal 決済確認後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

### ▶ 代金引換払いでの支払いの場合

注文受理後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

※一部ご利用いただけない地域があります。

#### ♪ YLおトク便

各支払い方法に準じてYLおトク便 注文日の翌営業日に発送手続を行い、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

- ※1 製品出荷時に在庫切れなどでお届けできない際は後日お届けする場合もあります。この場合、製品代金は先にお支払いいただき後日製品をお届けします。
- ※2 社会情勢ならびに自然災害などの際はお届けが遅れる場合があります。
- ※3 私書箱への配達はできません。
- ※4 沖縄、及び離島など一部地域への配送は「船便」となる場合があるため、発送からお届けまで2週間ほどかかる場合があります。
- ※5 GW、お盆、年末年始の発送は通常期間と異なります。また、配送時に起こる繁忙期の混雑、天災、システムトラブル、その他予期せぬ事態などで二次的に発生する事由による製品到着の遅延は、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

### ■ 7 資格の有効期限

プレミアム会員資格は登録後翌月から12か月間有効です。登録後の12か月間に50PV以上の製品を購入した場合、その 注文が行われた翌月から12か月間、プレミアム会員有効期間が延長されます。登録後の12か月間にヤング・リヴィング製 品の注文が全く行われなかった場合、その会員資格は失効となります。

#### ▮ 8 クーリングオフ

当社のプレミアム会員は法律に定められている通り、契約書面を受け取った日、または初回注文製品を受け取った日のどちらか遅い日を起算日とし20日以内(法律上8日以内)であれば、書面での申し出により無条件でプレミアム会員契約の解除と購入製品の返品をすることができます。その場合、弊社が受領した代金(製品代金、送料、手数料など)は無条件ですべて速やかに返金されます。クーリングオフの効力は解約の書面を発信した日から生じるものとし、その場合の損害賠償、違約金その他いかなる名目の費用も請求されることはありません。なお、不実の告知により誤認、または脅迫されて困惑しクーリングオフができなかった場合は、事業者が改めてクーリングオフができる旨の書面を交付し、受領した日を含む20日間を経過するまで、書面によりクーリングオフすることができます。



### ■ 9 YLリンク利用によるプレミアム会員登録の解除

ネット上でプレミアム会員登録をした会員は、契約書を受理した日(もしくは製品受領日のどちらか遅い日)を起算日として、20日以内であれば理由の如何を問わず契約を解除することができ、弊社が受領した代金(製品代金、送料、手数料など)は無条件ですべて速やかに返金されます。

#### ■ 10 会員の解約

会員はいつでも会員契約を解約することができます。

### ■ 11 製品の交換

万一、製品受領時に製品の不具合が生じていた場合は以下の通り交換することができます。

- 1. 不具合が生じている製品を受け取った日を含めて30日以内にヤング・リヴィングまで連絡
- 2. 連絡時に返品番号を取得し、返品する製品に納品書、返品番号を記載した返品依頼書を同封し返品
- 3. 会社は返品製品の確認後、交換製品を発送

### ▮ 12 製品の返品

YLおトク便注文製品を含め、注文した製品の返品を希望する場合、製品受領後30日以内に申請を行えば、返品することが可能です。会社連絡時に返品番号を取得し、返品する製品に納品書、返品番号、返金を希望する口座情報を記載した返品依頼書を同封し返品してください。製品代金の10%の返品手数料、配送料、返金振込手数料が差し引かれた金額が返金されます。返金手続は返品製品到着後となります。

返品先: 〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島14-3

鈴与株式会社内 ヤング・リヴィング返品係

TEL: 0570-056-054

## ショッピング会員の規約

### ■ 1 ショッピング会員とは

ショッピング会員は個人使用を目的としてヤング・リヴィングにショッピング会員登録申請し、ショッピング会員価格で製品を購入することができます。ショッピング会員は登録時に1PV以上の製品を購入する必要があります。なお、ショッピング会員は製品の再販や、会員勧誘活動はできません。

### ■ 2 ショッピング会員資格取得条件

ショッピング会員資格を取得するために以下の条件を満足させることが必要です。

- ・20歳未満及び学生でないこと
- ・個人または夫婦での申請であること
- ・登録済みの営利法人であること
- ・他人名義や架空名義でないこと
- ・紹介者があること
- ・会社が適当でないと判断する申請でないこと

### ■ 3 製品価格

製品価格表のショッピング会員価格で購入することができます。

### ■ 4 製品注文方法

#### ● 電話注文

**電話番号** : 0120-160-765(オペレーターが注文を承ります)

受付時間 9:30~17:00(平日)

#### ● 郵送/FAX注文

弊社規定の製品注文書に必要事項を正確に記入し、FAXもしくは郵送してください。

**FAX番号** : 0570-056-055

送付先住所:〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

#### ♪ オンライン注文

パソコンまたはスマートフォンなどからバーチャルオフィス (youngliving.com/vo) にアクセスし、自身の会員番号、パスワードを利用してログインし、注文手続を行ってください。

#### ▶ エクスペリエンスセンター注文

日本支社エクスペリエンスセンターにて弊社規定の専用注文書に必要事項を正確に記入し提出してください。

住所 : 〒163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル32階

**営業時間** : 火曜~土曜日 10:00~18:00

日·月·祝祭日 定休日

※弊社主催イベントなどにより、営業日が変更となる場合がございます。

### ▮ 5 支払い方法

### ▶ クレジットカード・PayPalでの支払い

クレジットカード・PavPalで製品代金を支払う方法です。

Visaカード、Masterカード、JCBカード、PayPal がご利用いただけます。

※ ヤング・リヴィングは、米国でクレジットカードの加盟店契約をしているため、日本国内では利用できるカードが、ヤング・リヴィングでは利用できない場合もあります。 詳細については、各カード発行会社にご確認ください。

#### ▶ 代金引換払いでの支払い

製品お届け時にお荷物と引き換えに代金を支払う方法です。

1回の注文合計金額は300,000円以下に限ります。

代金引換払い手数料は受取人の負担となります。

※一部お取り扱いできない地域があります。

#### ▶ 代金引換払い手数料について

~9,999円	10,000~29,999円	30,000~99,999円	100,000~300,000円
330円	440円	660円	1,100円

#### ● 配送料について

	100PV未満	100PV以上200PV未満	200PV以上
一般注文	770円	770円	無料

#### ▶ エクスペリエンスセンターでの支払い

クレジットカード、現金がご利用いただけます。

### ■ 6 製品引き渡し時期

#### ♪ クレジットカード・PayPalでの支払いの場合

クレジットカード・PayPal 決済確認後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

### ● 代金引換払いでの支払いの場合

注文受理後、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けいたします。※1,2,3,4,5

- ※一部ご利用いただけない地域があります。
- ※1 製品出荷時に在庫切れなどでお届けできない際は後日お届けする場合もあります。この場合、製品代金は先にお支払いいただき後日製品をお届けします。
- ※2 社会情勢ならびに自然災害などの際はお届けが遅れる場合があります。
- ※3 私書箱への配達はできません。
- ※4 沖縄、及び離島など一部地域への配送は「船便」となる場合があるため、発送からお届けまで2週間ほどかかる場合があります。
- ※5 GW、お盆、年末年始の発送は通常期間と異なります。また、配送時に起こる繁忙期の混雑、天災、システムトラブル、その他予期せぬ事態などで二次的に発生する事由による製品到着の遅延は、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

### ■ 7 資格の有効期限

ショッピング会員は、1年間に50PV以上の製品注文がない場合、会員資格は失効となります。

### ■ 8 クーリングオフ

当社のショッピング会員は法律に定められている通り、契約書面を受け取った日、または初回注文製品を受け取った日のどちらか遅い日を起算日とし8日以内であれば、書面での申し出により無条件でショッピング会員契約の解除と購入製品の返品をすることができます。その場合、弊社が受領した代金(製品代金、送料、手数料など)は無条件ですべて速やかに返金されます。クーリングオフの効力は解約の書面を発信した日から生じるものとし、その場合の損害賠償、違約金その他いかなる名目の費用も請求されることはありません。なお、不実の告知により誤認、または脅迫されて困惑しクーリングオフができなかった場合は、事業者が改めてクーリングオフができる旨の書面を交付し、受領した日を含む8日間を経過するまで、書面によりクーリングオフすることができます。



### ■ 9 YLリンク利用によるショッピング会員登録の解除

ネット上でショッピング会員登録をした会員は、契約書を受理した日(もしくは製品受領日のどちらか遅い日)を起算日として、8日以内であれば理由の如何を問わず契約を解除し、弊社が受領した代金(製品代金、送料、手数料など)は無条件ですべて速やかに返金されます。

### ▮ 10 会員の解約

会員はいつでも会員契約を解約することができます。

### ■ 11 製品の交換

万一、製品受領時に製品の不具合が生じていた場合はP33の通り交換することができます。

- 1. 不具合が生じている製品を受け取った日を含めて30日以内にヤング・リヴィングまで連絡
- 2. 連絡時に返品番号を取得し、返品する製品に納品書、返品番号を記載した返品依頼書を同封し返品
- 3. 会社は返品製品の確認後、交換製品を発送

### ▮ 12 製品の返品

注文した製品の返品を希望する場合、製品受領後30日以内に申請を行えば、返品することが可能です。会社連絡時に返品番号を取得し、返品する製品に納品書、返品番号、返金を希望する口座情報を記載した返品依頼書を同封し返品してください。製品代金の10%の返品手数料、配送料、返金振込手数料が差し引かれた金額が返金されます。返金手続は返品製品到着後となります。

返品先: 〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島14-3

鈴与株式会社内 ヤング・リヴィング返品係

TEL: 0570-056-054

## 用語集

#### 紹介者

あなたにヤング・リヴィングを直接的に紹介した会員で通常はプレイスメントと同一。異なる場合はプレイスメントのレベル上位の会員。

#### プレイスメント

あなたのサポート メンバーとして会員活動をサポートして くれるレベルが1つ上位の会員。

#### シェアリング会員

ヤング・リヴィングにおいてシェアリングを行える会員のことで、ボーナスを取得することができます。またシェアリング会員価格での製品購入、ならびにYLおトク便の利用が可能です。

#### プレミアム会員

製品だけを購入することができる会員のことで、シェアリング会員価格での製品購入、ならびにYLおトク便の利用が可能です。

#### ショッピング会員

製品だけを購入することができる会員のことで、ショッピング会員価格での製品購入することが可能です。

#### シェアリング活動

シェアリング活動とは、新しい会員を紹介し自身の1つ下位の系列につけ、グループ構築を行っていくことを指します。グループ メンバーのビジネス活動におけるあらゆるサポートを行い、弊社のボーナスプランの条件を満たすことにより、ボーナスを受け取る権利を有します。また手紙、電話、電子メール、会議、勉強会などを通して、グループ メンバーにトレーニングや教育を施し、グループ メンバーの状

況を把握し、グループ メンバーとのコミュニケーションを 図る責任があります。これらの教育活動により、組織の構築を図り、会社からボーナスを受けます。特にボーナスプラン、シェアリング活動に関する規定については、適切なトレーニングを行ってください。

またグループ メンバーに弊社主催の説明会やセミナー、イベント、コンベンションなどに出席することを奨励し、共に出席することが期待されています。さらにグループのプレミアム会員やショッピング会員を助け、製品の説明や注文などについてのサポートをすることも期待されています。グループ メンバーに十分なトレーニングや教育することを怠った場合には、それに関して書面による警告が送付されます。60日以内に解決策が講じられない場合には、シェアリング会員としての資格やボーナスを停止される場合があります。

当月分の注文として本人または、グループメンバーが希望するPVが確実に受理され、希望のランク、希望のポイントがボーナスとして反映されているか否かをバーチャルオフィスまたは、弊社までお電話にて確認作業を行ってください。

#### プレミアム キット

新規会員のご登録に最適なプレミアム キットは、ヤング・リヴィングらしい魅力あふれるキットです。現在は7種類のプレミアム キットを販売しています。

- ・プレミアム キット(YLラウンド ディフューザー)
- ・プレミアム キット(デザートミスト ディフューザー)
- ・プレミアム キット(BLOOM by Young Living コラーゲンコンプリート)
- ・プレミアム キット(BLOOM スキンケア)
- ・プレミアム キット(ニンシアレッド)
- ・プレミアム キット(ビューティトリオ)
- ・プレミアム キット(ネイチャーズウルトラCBDシリーズ) (2020年11月現在)

#### YLおトク便

便利でお得な定期配送プログラムです。お好きなヤング・ リヴィング製品を毎月自動的に全国どこでもお得な配送 料でお届けします。貯まったポイントによりお好きな製品と 交換することができるなど、数多くの特典をご用意しており ます。

YLおトク便の注文は毎月50PVから参加が可能です。毎月1日から25日の間でYLおトク便 注文日を選択します。各支払い方法に準じてYLおトク便 注文日の翌営業日に発送手続を行い、3~5営業日で製品を宅配便(ヤマト運輸)でお届けします。ご新規の方は、2回目のYLおトク便注文受け取り後にポイントがお使いいただけます。

※注文製品は国内製品に限ります。

#### YLおトク便 注文日

毎月1日から25日でご希望のYLおトク便 注文日を選択で きます。

状況によってはご希望のYLおトク便 注文日を選択できない場合もございます。

#### YLおトク便ポイント

YLおトク便の継続月に応じて、製品と交換できるYLおトク 便ポイントが貯まります。還元率は、1~3か月の継続で毎 月注文PVの10%、4~24か月の継続で20%、25か月以 上の継続で25%となります。

#### 抗弁権の接続

クレジットカードで製品を購入した後に、製品に欠陥があった、カタログと明らかに異なる、欠品が発生して手元に届かないなど会社に対して抗弁できる事由があるときは、信販会社にも抗弁してクレジットの支払い請求を拒否できる権利のことです。

#### 配送料

配送料とはヤング・リヴィング製品を配送する際に必要となる費用のことです。配送する際に必要となる費用には箱 や緩衝材などの梱包資材費、梱包・発送・配送に関わる 事務手数料が含まれます。

#### YLリンク

会員の皆さまの会員番号に紐付いたサイトURLを作る サービスです。

リンク作成はバーチャルオフィスより行うことができます。

ヤング・リヴィング・ジャパン・インク

〒 163-0232 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル 32F

https://www.youngliving.com/ja\_JP



733505N2010

©Young Living 2020 Printed in Japan